

空き家等の対策を総合的に推進するため、区民等、専門家団体・民間事業者等と連携し、対策計画の推進に取り組みます。



＜相談体制＞



● 空き家ホットライン ●

区では、空き家等相談の専用窓口を開設しています。所有している空き家の活用方法や、近隣空き家に対する安全・防犯面の不安等、空き家に関するお悩みをご相談ください。

電話: 03-3450-4988  
FAX: 03-3458-9504  
Eメール: akiya-hotline@shinagawa-tsk.co.jp



【開設日】月・水・金曜日の午前9時～正午  
※祝日・年末年始を除く。

【受付方法】上記電話の他、FAX・Eメールでも受け付けています。  
専用相談票を区ホームページからダウンロードし、内容をご記入の上、ご相談ください。

＜発行＞



品川区  
都市環境部 住宅課  
〒140-8715  
東京都品川区広町  
2-1-36



第1章 計画の基本事項

1. 背景と目的

近年の社会情勢の変化に伴い、管理のなされていない空き家等が社会的な問題となっています。今後、空き家等を増加させないために、その発生を予防し、適切な管理を促進するとともに、空き家等を有効に活用していく必要があります。

そのため、空き家等に関する総合的かつ計画的な対策として、「品川区空き家等対策計画」を策定しました。

2. 位置付け

本計画は、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」第6条第1項に規定する「空き家等対策計画」です。

3. 計画期間

平成31(2019)年度から平成40(2028)年度までの10年間とします。

4. 対象地域

品川区全域を対象とします。

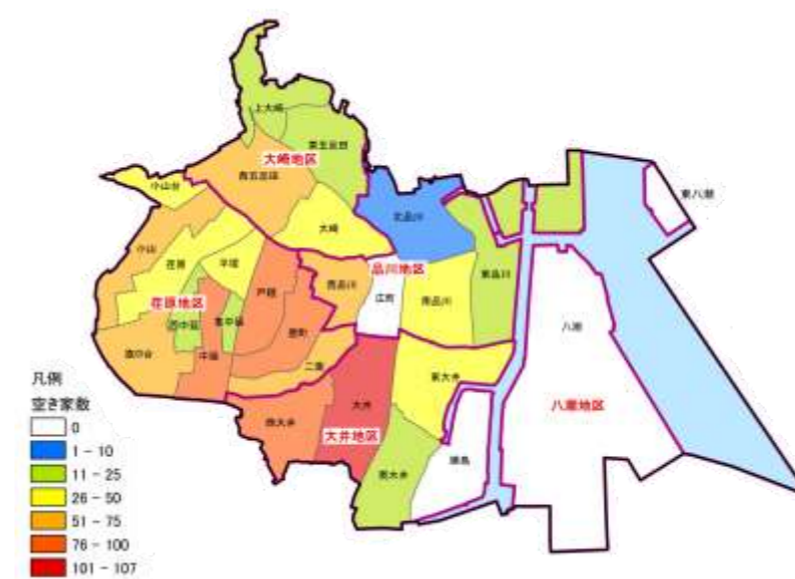


第2章 空き家等を取り巻く状況

1. 空き家の状況

- ◆ 空き家の実態調査および追跡調査を平成26(2014)年度から、毎年実施しています。
- ◆ 地区別の空き家では、荏原地区が最も多くなっています。

品川区における空き家の地区別分布状況



※平成28(2016)年度末現在

管理不全状態にある空き家(特定空き家等)のイメージ



廃棄物等に起因する管理不全状態にある空き地等のイメージ



2. アンケートの結果

- ◆ 空き家になった理由 ⇒ 「相続により取得したが、そのままとなっている」等
- ◆ 維持管理を行っていない理由 ⇒ 「遠方に住んでおり、維持管理ができない」等

3. 改善された空き家等の状況 ※平成29(2017)年度末現在

不適正管理状態にある空き家等の所有者に対し、改善を促した結果、右記のとおり改善されています。

単位: 戸	
空き家数(うち不適正管理)	1,068(105)
居住確認または除去された空き家	82
不適正管理から改善された空き家	26

空き家等を取り巻く課題は、様々な要因が複合的に関係するため、以下の4つに整理します。これらの課題を解決するための方針に則った適切な施策を展開していきます。



1. 要因

住宅市場

法制度

所有・権利

経済的負担

- 【要因1】 建物の老朽化による価値の低下
- 【要因2】 建物や敷地の制約
- 【要因3】 権利関係の複雑化
- 【要因4】 高齢者単身世帯、高齢者世帯の増加
- 【要因5】 空き家および空き地の利活用における知識不足
- 【要因6】 所有者等の高齢等による管理への負担増
- 【要因7】 所有者等の管理意識の欠如
- 【要因8】 管理等への経済的負担



2. 課題

- ① 空き家予備軍の増加  
建物所有者の高齢化により維持管理が行き届かない、転居、施設への入所、相続に関する課題から、今後空き家となり得る建築物いわゆる空き家予備軍の増加が予想されます。
- ② 所有者等の管理意識・知識・能力不足  
所有する建築物を適正に管理しないことや、空き家の発生に伴う防犯上、衛生上、景観上の周辺環境の悪化に対する意識の欠如等、建物所有者の管理意識・知識・能力不足による空き家等の増加が予想されます。
- ③ 除却に伴う経済的負担  
敷地内に居住用の家屋があれば、土地の固定資産税が低く抑えられることから、除却せず空き家のままにしている事例が見受けられます。また、除却するための費用を準備することができないため、空き家のままにしているなどの事例もあります。
- ④ 空き家および空き地における利活用の停滞  
空き家および空き地の利活用に向けた情報や知識の不足、建築物の老朽化、制約のある建築物・敷地等の要因により、空き家および空き地が流通されず、放置されたままとなっているものがあります。

【対策の方向性】

発生の予防

適正管理の促進

有効活用の推進



1. 方針

2. 施策

